

兵庫県公報

令和3年12月27日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

◎福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第53号）

福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、ホテル又は旅館における車椅子利用者利用客室以外の一般客室について、高齢者等が安全かつ快適に利用するための整備基準を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第53号

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第5号中「並びに点灯」を「、点灯」に、「客室の有無」を「客室の有無並びに車椅子利用者利用客室以外の高齢者等の利用に配慮した客室の数」に改める。

別表第3第1の8の項(1)イ中「浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）」を「浴室等」に改め、同項(1)中イをオとし、同項(1)ア中「イにおいて」を「オにおいて」に改め、同項(1)中アをエとし、同項(1)にアからウまでとして次のように加える。

ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等（浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。）までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。

イ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。

ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。

別表第3第1の8の項中

「

(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。

」

を

「

(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。

(3) ホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。（3）及び（4）において同じ。）にあっては、車椅子利用者利用客室以外の客室（（3）及び（4）において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとする。

ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、5の（2）に規定する傾斜路、6の（1）に規定するエレベーター又は特殊構造昇降機を併設する場合は、この限りでない。

(7) 道等から一般客室までの経路

(イ) ホテル等又はその敷地に車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者利用駐車施設から一般客室までの経路

イ アの（7）に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの（7）中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。

床面積の合計
1,000平方メートル以上の規模

(4) ホテル等にあっては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあっては、ア、カの（ウ）並びにキの（ウ）及び（エ）に掲げるもの）とすること。

ア 客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。

イ 客室内（次の（7）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（7）から（ウ）までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、ホテル等の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。

(7) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

ウ 客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ1以上の経路の幅は、80センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。

エ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から1以上のベッドの長辺の側まで（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあつては、1以上のベッドまで）の1以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。

オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。

- カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を1以上設けること。
- (7) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。
 - (イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。
 - (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
- キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を1以上設けること。
- (7) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。
 - (イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。
 - (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
 - (エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。

に改める。

別表第3第1の11の項(1)中「(1)のイ」を「(1)のオ」に改める。

別表第4の2の3の項中「以上」の右に「又は床面積の合計1,000平方メートル以上」を加える。

別表第4の4の7の項(1)イ中「浴室又はシャワー室」を「浴室等」に改め、同項(1)中イをオとし、アをエとし、同項(1)にアからウまでとして次のように加える。

ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。

イ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。

ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。

別表第4の4の7の項(2)中「又は」を「及び」に改め、同項に次のように加える。

(3) 床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。

(3)及び(4)において同じ。)にあつては、車椅子使用者用客室以外の客室（(3)及び(4)において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとする。

ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、政令第18条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

(7) 道等から一般客室までの経路

(イ) ホテル等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路

イ アの(7)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(7)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。

(4) 床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等にあつては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に

定める和式の構造及び設備を有する部分にあつては、ア、カの(ウ)並びにキの(ウ)及び(エ)に掲げるもの) とすること。

ア 客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。

イ 客室内(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。)に階段又は段を設けないこと。ただし、建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。

(ア) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

ウ 客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ1以上の経路の幅は、80センチメートル(床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル)以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル)以上であること。ただし、床面積が15平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

エ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から1以上のベッドの長辺の側まで(床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル)未満の場合にあつては、1以上のベッドまで)の1以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を1以上設けること。

(ア) 出入口の幅は、75センチメートル(床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル)未満の場合にあつては、70センチメートル)以上であること。

(イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。

キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を1以上設けること。

(ア) 出入口の幅は、75センチメートル(床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル)未満の場合にあつては、70センチメートル)以上であること。

(イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。

(エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第4の4の7の項(1)アからウまで、(3)及び(4)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着手する建築(用途の変更をしてホテル又は旅館(以下「ホテル等」という。)にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をしたホテル等の維持について適用し、この規則の施行日前に着手した建築及び当該建築をしたホテル等の維持については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するホテル等で、ホテル等の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の規則別表第4の4の7の項(1)アからウまで、(3)及び(4)の規定は、適用しない。